

担い手の農地利用集積の概要について

- 平成5年に認定農業者制度が創設され、平成6年に認定農業者を対象とした「スーパーL資金」を創設したことなどの効果もあり、担い手への農地利用集積面積は着実に伸びてきた。
また、平成17年に認定農業者を対象とした「品目横断的経営安定対策」を平成19年から導入することが決定・公表されたことに伴い、平成21年度(平成22年3月末)までは、担い手への農地利用集積面積も増加した。
- ところが、平成22年から「戸別所得補償モデル対策」などの認定農業者を要件としない(すべての販売農家を対象)施策が実行されたことなどから認定農業者が減少し、担い手への農地利用集積面積も横ばいで推移するようになった。
平成26年3月末現在の担い手への農地利用集積面積は221万haとなっている。
- その後、自民党政権下で政策の見直しが行われ、平成26年の国会で成立した「担い手経営安定法」により、平成27年から再び認定農業者を対象に「経営所得安定対策」が行われることとなったことから、今後再度、認定農業者の増加が見込まれ、さらに平成26年に創設した「農地中間管理機構」を活用することにより、今後、担い手への農地利用集積が加速化されていくと見込んでいる。

近年の特徴としては、自作地と作業受託地の面積がそれぞれ減少した一方、借入地が増加している。

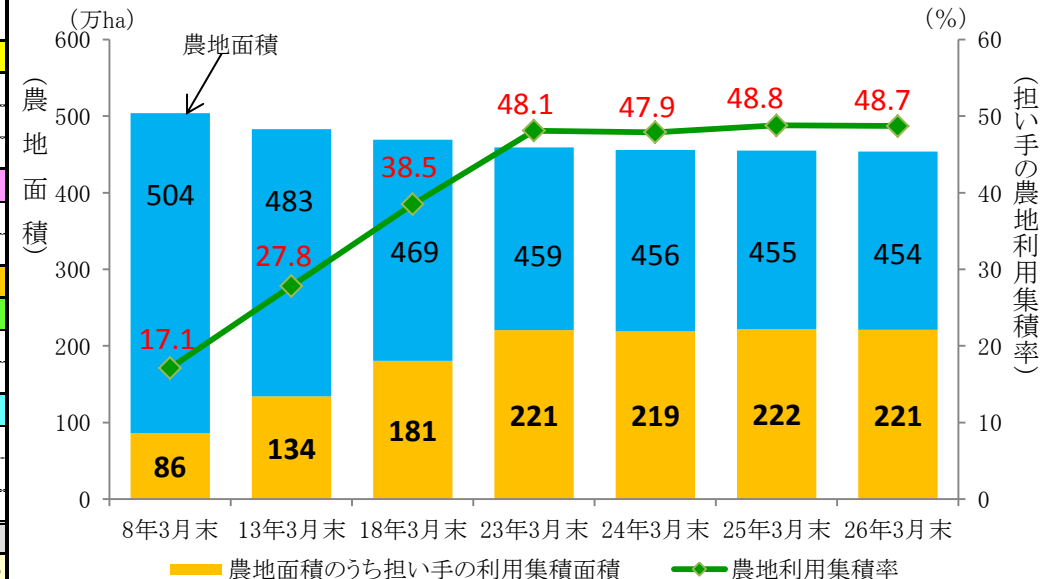
- ・作業受託地の減少と借入地の増加については、平成23年度の規模拡大加算の創設により、作業受託地から利用権による借入地への転換が進んだことによる。
- ・一方、自作地の減少は、認定農業者が減少したことによる。

1 平成26年3月末現在の担い手の農地利用集積面積

単位: 万ha、千経営体

	① H23年3月末	② H24年3月末	③ H25年3月末	④ H26年3月末	⑤ ④ - ③
担い手計	220.7	218.5	222.0	220.8	-1.2
認定農業者	195.3	195.6	195.6	198.6	3.0
基本構想水準到達者	10.0	7.3	11.0	8.8	-2.3
集落営農経営	15.5	15.6	15.4	13.5	-2.0
自作地	121.7	118.8	119.6	117.1	-2.5
認定農業者	115.0	113.9	112.7	111.4	-1.4
基本構想水準到達者	6.7	4.9	6.8	5.7	-1.1
借入地・作業受託地	99.0	99.8	102.4	103.7	1.3
借入地	68.7	69.7	75.5	79.1	3.6
認定農業者	66.0	67.8	72.2	76.7	4.5
基本構想水準到達者	2.7	1.9	3.3	2.3	-1.0
作業受託地	30.3	30.0	26.9	24.7	-2.3
認定農業者	14.3	14.0	10.6	10.5	-0.1
基本構想水準到達者	0.5	0.5	0.9	0.7	-0.2
集落営農経営	15.5	15.6	15.4	13.5	-2.0
担い手の農地利用集積率	48.1%	47.9%	48.8%	48.7%	-0.1%
認定農業者数	246.5	237.5	233.4

2 農地面積に占める担い手の利用面積(ストック)の推移



資料 農地利用集積面積: 農林水産省経営局農地政策課調べ及び農林水産省統計部「集落営農実態調査」(組替集計)(H25年3月末現在調査まで)(次頁の表も同じ。)

認定農業者数: 農林水産省経営局経営政策課調べ(農地を利用しない認定農業者も含む)(次頁の表も同じ。)

担手の農地利用集積の推移について

担手の農地利用集積面積の推移

単位: 万ha、千経営体

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	H8年3月末	H13年3月末	H18年3月末	H19年3月末	H20年3月末	H21年3月末	H22年3月末	H23年3月末	H24年3月末	H25年3月末	H26年3月末	⑪ - ⑩
農地利用集積面積計	86.3	134.3	180.6	197.6	209.5	215.1	221.1	220.7	218.5	222.0	220.8	-1.2
認定農業者	46.0	99.9	157.1	174.0	182.9	188.5	195.5	195.3	195.6	195.6	198.6	3.0
基本構想水準到達者	40.3	34.5	17.5	11.8	11.1	9.9	9.7	10.0	7.3	11.0	8.8	-2.3
集落営農経営	—	—	6.0	11.8	15.5	16.8	15.9	15.5	15.6	15.4	13.5	-2.0
自作地	65.7	91.8	112.8	116.9	120.5	120.8	124.6	121.7	118.8	119.6	117.1	-2.5
認定農業者	31.5	63.8	99.4	108.3	112.8	113.9	117.8	115.0	113.9	112.7	111.4	-1.4
基本構想水準到達者	34.1	27.9	13.3	8.6	7.7	6.9	6.8	6.7	4.9	6.8	5.7	-1.1
借入地・作業受託地	20.6	42.6	67.9	80.6	89.0	94.4	96.5	99.0	99.8	102.4	103.7	1.3
借入地	15.4	30.2	47.1	54.0	59.9	63.3	66.2	68.7	69.7	75.5	79.1	3.6
認定農業者	10.0	24.5	43.6	51.3	56.9	60.9	63.7	66.0	67.8	72.2	76.7	4.5
基本構想水準到達者	5.4	5.7	3.5	2.6	3.0	2.5	2.5	2.7	1.9	3.3	2.3	-1.0
作業受託地	5.2	12.4	20.7	26.6	29.1	31.0	30.3	30.3	30.0	26.9	24.7	-2.3
認定農業者	4.4	11.5	14.1	14.3	13.2	13.7	14.0	14.3	14.0	10.6	10.5	-0.1
基本構想水準到達者	0.8	0.9	0.6	0.5	0.4	0.5	0.4	0.5	0.5	0.9	0.7	-0.2
集落営農経営	—	—	6.0	11.8	15.5	16.8	15.9	15.5	15.6	15.4	13.5	-2.0
担手の農地利用集積率	17.1%	27.8%	38.5%	42.3%	45.1%	46.5%	48.0%	48.1%	47.9%	48.8%	48.7%	0.1%
認定農業者数	68.8	149.9	200.8	228.6	239.3	246.1	249.4	246.5	237.5	233.4

・ 戸別所得補償対策（すべての販売農家を対象）を創設

・ 品目横断的経営安定対策を導入

・ H19年産から品目横断的経営安定対策（認定農業者を対象とした経営支援策）の導入を決定・公表

・ H6年 スーパーL資金（認定農業者を対象にした長期低利融資制度）を創設
 ・ H5年 農業経営基盤強化促進法を制定し、認定農業者制度を創設

用語の説明

	平成25年3月末まで	平成26年3月末
1 認定農業者	<p>○ 農業経営基盤強化促進法(以下「基盤法」という)第12条に基づき、市町村から経営改善計画の認定を受けた経営体。</p> <p>・特定農業法人 基盤法第23条に基づき、地域の農地の過半を農作業受託や借入などにより集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た法人。</p>	同左
2 基本構想水準到達者	<p>○ 市町村基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達している農業者。(認定農業者である者を除く。)</p> <p>※平成25年3月末は、平成23年度及び平成24年度中に経営改善計画の終期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持又は拡大している者を担い手への農地利用集積状況調査の補足調査により推計。</p>	<p>次のいずれかに該当する経営体。 (認定農業者、集落営農経営を除く。)</p> <p>① 年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる者。</p> <p>② 経営改善計画の終期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持又は拡大している者(平成23年度以降再認定を受けなかった者が対象。)</p>
3 集落営農経営	<p>次のいずれかに該当する任意組織の集落営農経営。</p> <p>① 特定農業団体 基盤法第23条に基づき、地域の農地の3分の2以上を農作業受託により集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た任意組織。</p> <p>② 一括管理運営する集落営農組織 集落営農実態調査による、集落の農地全体を一つの農場と見なし、集落内の営農を一括して管理・運営している集落営農。 (「集落営農実態調査」(農林水産省統計部)結果の組替集計により把握。)</p>	<p>次のいずれかに該当する任意組織の集落営農経営。</p> <p>① 特定農業団体 同左</p> <p>② 集落営農組織 複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている組織。</p>
4 担い手の農地利用集積率	○ 耕地面積に占める担い手の農地利用集積面積の割合	同左